

無料職業紹介所に求職登録しませんか？

無料職業紹介所では、市民の皆さんの求職登録を随時受け付けています。登録後は求人の情報提供や紹介も行います。なお、ハローワーク求人情報の閲覧及び失業認定者の求職活動の証明も受け付けています。

- ◇場所 うきは市民センター別館U-BiC（図書館よこ）
（浮羽町朝田582-1） Tel76-9095
- ◇時間 8時30分～17時15分（平日のみ）
- ◇メール ukihashigoto@city.ukiha.lg.jp



うきはよろず経営相談窓口 ～創業予定者から老舗までどなたでも歓迎～

市・商工会・福岡県よろず支援拠点が連携して定期的に無料のセミナーと個別経営相談を受け付けています。セミナーのみ、個別相談のみの参加でも構いません。セミナー内容と関係ない相談も可能です。創業、経費節減、新商品企画など、ご相談ください。



- ◇開催日 9月30日（月）
- ◇内容 ポイント還元で新規顧客を獲得しよう！「電子マネーキャッシュレス決済導入」セミナー
- ◇スケジュール
 - ・10:00～11:00 個別相談①
 - ・11:00～12:00 個別相談②
 - ・13:15～14:45 **電子マネー・キャッシュレス決済導入セミナー**
 - ・15:30～16:30 個別相談③
- ◇会場 ウキハコ（道の駅うきは隣、浮羽町山北733-1）
- ◇申込先 福岡県よろず支援拠点(公益財団法人福岡県中小企業振興センター) Tel 092-622-7809
※相談・セミナーは事前予約制です。上記にお電話でご連絡ください。
- 問合せ うきはブランド推進課 商工振興係 Tel76-9095



◇講師・相談員
服部 憲一

久留米税務署から

令和元年7月の大雨で被害を受けた皆さまへ

災害により国税の申告、申請、請求、納税などを期限までにできないときは、次のような期限の延長や納税の猶予などができる場合があります。

- ①申告、納付などの期限延長
- ②納税の猶予
- ③予定納税の減額
- ④所得税の軽減免除等
- ⑤住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除
- ⑥源泉所得税の徴収猶予または還付
- ⑦災害等により払い出した財産形成非課税住宅（年金）貯蓄の利子等の非課税措置
- ⑧ジュニアNISAに係る非課税措置
- ⑨災害により被害を受けた場合の法人税の特例
- ⑩特定非常災害に係る消費税の届出等に関する特例
- ⑪契約書等に係る印紙税の非課税
- ⑫被災自動車に係る自動車重量税の還付
- ⑬納税証明書の無料発行
- ⑭酒類販売業者への酒税相当額の還付

※詳しい内容は、国税庁ホームページ（<http://www.nta.go.jp>）をご覧になるか、久留米税務署にお問い合わせください。

- 問合せ
久留米税務署 Tel0942-32-4461（自動音声案内に従い「2」を選択してください。）